

令和 7 年度諫早市移住支援金交付要領

1 趣旨

市は、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から市に移住した者に対し、予算の範囲内において諫早市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、移住支援事業、マッチング支援事業、地方就職学生支援事業及び創業支援事業実施要領（平成 31 年 4 月 26 日付け 31 地づ第 59 号。以下「県実施要領」という。）及び諫早市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 定義

この要領において、次の(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 東京 23 区 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条第 1 項に規定する特別区の区域をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域を除いたものをいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

3 交付金額

支援金の金額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額とする。

- (1) 2 人以上の世帯での移住 100 万円（18 歳未満の世帯員

を帯同して移住する場合は、１８歳未満の者１人につき１００万円を加算する。）

(2) 単身での移住 ６０万円

4 対象者要件

支援金の対象となる者は、次の(1)に定める要件を満たし、(2)、(3)、(4)又は(5)のいずれかの要件に該当し、及び２人以上の世帯での移住の場合にあっては(6)の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次の(ｱ)及び(ｲ)を満たしていること。ただし、東京圏に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ｱ) 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住していたこと又は東京圏（東京２３区を除く。）に在住し、かつ、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。（ｲ)において同じ。）をしていたこと。

(ｲ) 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住していたこと又は東京圏（東京２３区を除く。）に在住し、かつ、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ｱ) 支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

(ｲ) 支援金の申請日から５年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

(ｳ) 令和７年４月１日以降に移住した者であること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 諫早市暴力団排除条例（平成２４年条例第２０号）第２条に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (イ) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) 申請者は、過去１０年以内に支援金を受給（申請者以外の世帯員としての受給を含む。）していないこと。ただし、過去に受給した支援金を全額返還した者又は過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、申請時から５年以上経過し、１８歳以上となった者は対象とする。
- (エ) 市税の滞納がないこと。
- (オ) その他長崎県又は市が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。
- (イ) 長崎県が県実施要領第５の２の規定に基づき運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に、支援金の対象として掲載されている求人を通じて就業していること。
- (ウ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) (イ)の求人へ応募した日が、マッチングサイトに当該求人

が支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 就業先に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が長崎県内に所在すること。

(イ) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 就業先に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職をすることが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない場合に限る。）こととし、かつ、週２０時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又は地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 申請者又は申請者の同居家族が、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 本市の出身であること又は本市に過去に在住していたことがあること。

(イ) 2親等以内の親族が本市に在住していること。

(ウ) 本市に所在する事業所に勤務していたことがあること。

(エ) 本市に所在する学校に在学していたことがあること。

(オ) 転入日から過去5年以内に次の事業等により、本市を訪問したことがあること。

a 移住支援策

いさはや暮らし体験宿泊費補助金等、本市が実施する移住支援策又はながさき移住倶楽部への登録（ただし、1年以上登録しているものに限る）

b スポーツ合宿

c ボランティア活動

(カ) 地域と大学の連携により、大学在学時に地域の課題解決の一環で本市を訪問したことがあること。

(キ) 本市内のNPO法人の正会員又は賛助会員になっていること。

(ク) 転入日から過去5年以内に観光で本市を3回以上訪問し、かつ、いずれの訪問時も本市内の宿泊施設に宿泊をしたことがあること。

(ケ) 転入日から過去5年以内に本市にふるさと納税をしたことがあること。

(コ) 転入日から過去5年以内に本市の企業又は団体にクラウドファンディング等の寄付行為を行ったことがあること。

イ 申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 農林水産業、家業、事業継承又は創業等、地域の担い手

として就業していること。

- (イ) 地域活性化の取組に恒常的に参加・協働する意思を有しており、かつ、就業していること。ただし、就業においては転勤、出向、出張、研修などによる勤務地の変更ではないこと。

(5) 創業に関する要件

1年以内に長崎県が県実施要領に基づき実施する創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（2人以上の世帯での移住の場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、諫早市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員及び暴力団関係者に該当する者でないこと。

5 交付の申請

支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、諫早市移住支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 単身での移住の場合

ア 写真付き身分証明書その他の提示により本人が確認できる書類の写し

イ 住民票の写し

ウ 移住元の住民票の除票（転居歴があり、住民票の除票のみで移住元が確認できない場合にあっては、戸籍の附票）の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

エ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるものに限る。）の写し

オ 市税の滞納がないことを証明する書類（令和 7 年 1 月 2 日以後に転入した世帯にあっては、前住所地における証明書）

カ 申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

キ 別表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める書類

(2) 2 人以上の世帯での移住の場合

ア 申請者の写真付き身分証明書その他の提示により本人が確認できる書類の写し

イ 申請者を含む世帯全員分の住民票の写し

ウ 申請者を含む世帯全員分の移住元の住民票の除票（転居歴があり、住民票の除票のみで移住元が確認できない場合にあっては、戸籍の附票）の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

エ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカード（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるものに限る。）の写し

オ 市税の滞納がないことを証明する書類（令和 7 年 1 月 2 日以後に転入した世帯にあっては、前住所地における証明書）

カ 申請者が日本国籍を有しない場合においては、在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し

キ 別表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に定める書類

6 交付の決定

市長は、5 の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、速やかに諫早市移住支援金交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通

知するものとし、支援金を交付することが適当でないと認めたとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付ができない場合も同様に、その旨を申請者に通知するものとする。

7 請求の手続

6の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、諫早市移住支援金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

8 支援金の交付

市長は、交付決定者に対し、申請から3か月以内に支援金の交付を行うものとする。

9 交付決定通知書の再交付

交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、諫早市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第8号）（以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

10 再交付決定及び通知

市長は9の規定により再交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに諫早市移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式第9号）により、交付するものとする。

1.1 手続の省略

規則第22条の規定により、規則第14条の規定による実績報告書の提出及び規則第15条の規定による補助金等の額の確定通知は、省略するものとする。

1.2 報告及び立入調査

長崎県及び市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができるものとする。

1.3 返還請求

市長は、支援金の交付を受けた者が次の(1)から(5)までに掲げる

要件に該当する場合には、当該(1)から(5)までに定める額の支援金の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全額
- (2) 支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 全額
- (3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- (4) 創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
- (5) 支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

1 4 継続居住等の報告

支援金の交付を受けた者は、申請日から5年を経過する日までの間、申請日から1年ごとに、住所等について諫早市移住支援金に係る継続居住等報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

1 5 令和6年度転入者についての取扱

令和6年度に転入した者の申請については、令和6年度諫早市移住支援金交付要領の定めるところにより交付する。ただし、当該要領14の規定を除く。

1 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（４関係）

区分	書類
４の(1)のアのただし書に規定する要件を満たす者	大学等が発行する卒業証明書等在学期間及び卒業校の分かる書類
４の(2)に規定する要件を満たす者	就業証明書（様式第２号）
４の(3)に規定する要件を満たす者	就業証明書（様式第３号又は様式第４号）
４の(4)に規定する要件を満たす者	就業証明書（様式第５号）又はこれに準ずる書類及び次のいずれかの書類 (1) ４の(4)のアの(ア)に該当する者 住民票の除票又は戸籍の附票（本市への在住期間が確認できる書類） (2) ４の(4)のアの(イ)に該当する者 住民票、戸籍謄本、除籍謄本等その他の２親等以内の親族関係が確認できる書類 (3) ４の(4)のアの(ウ)に該当する者 事業所の退職証明書又は雇用保険被保険者離職票の写し (4) ４の(4)のアの(エ)に該当する者 卒業証書の写し、在学証明書、在学時の成績表等その他の在学が確認できる書類 (5) ４の(4)のアの(オ)に該当する者 次のいずれかの書類 ア 移住支援策を利用して本市を訪問したことが確認できる書類 イ スポーツ合宿を行ったこと

	が確認できる書類 ウ ボランティア証明書の写し 等ボランティア活動が確認できる書類 (6) 4 の (4) の ア の (カ) に該当する者 地域と大学の連携により、課題解決の一環で本市を訪問したことが確認できる書類 (7) 4 の (4) の ア の (キ) に該当する者 会員証等加入を確認できるもの (8) 4 の (4) の ア の (ク) に該当する者 宿泊施設が発行する領収書等の写し (9) 4 の (4) の ア の (ケ) に該当する者 寄付金受領証明書の写し (10) 4 の (4) の ア の (コ) に該当する者 事業者が発行する領収書、証明書等寄付を行ったことが確認できる書類
4 の (5) に規定する要件を満たす者	次に掲げる書類 (1) 創業支援金の交付決定通知書の写し (2) 個人事業の開業届出書の写し 又は法人設立届出書の写し

東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区の企業等へ通勤していた雇用保険の被保険者	次に掲げる書類 (1) 雇用保険被保険者離職票の写し又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し (2) 東京 2 3 区で通勤していた企業等が労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 2 2 条第 1 項の規定により交付した在勤地及び在勤期間が確認できる証明書
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人役員	登記簿謄本等、移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間が確認できる書類
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	確定申告書の写し、開業届出済証明書等、移住元での在勤地及び 5 年間の在勤期間が確認できる書類